

秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月18日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第2号

秋田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第25条中「ついては、」の次に「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。